

令和6年8月9日

各部局環境安全管理室長 殿

環境安全本部環境管理部長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する
指定薬物の新たな指定について（通知）

平素より、学内の化学物質管理にご協力いただきありがとうございます。

このたび、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第二条第十五項に規定する指定薬物の一部が改正され、新たに6物質が指定されましたので、下記のとおりお知らせします。

については、今回の改正に伴う指定薬物の追加とともに、適正な保管管理について各研究室へ周知いただくようお願いします。

記

1. 関連通知

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

（令和6年8月7日付 厚生労働省令第110号 令和6年8月17日施行）

＜参考：インターネット版官報＞ P.1～P.2を参照

<https://kanpou.npb.go.jp/20240807/20240807h01280/20240807h012800001f.html>

2. 新たに指定された指定薬物の名称

別紙のとおり

＜参考：厚生労働省 HP＞

mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00057.html

3. 注意事項

- (1) 指定薬物については、適切に施錠保管を行ってください。
- (2) 購入時にはメーカーから「指定薬物指定用途使用確認証」の提出を要求されます。

【本件担当】

本部環境安全課安全推進チーム 塚田、小川

TEL : 03-5841-1052 (内線 21052)

E-mail : kankyoanzensuishin.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp